助成金申請書類作成の手引き

令和4年度

EVバス導入促進事業

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称:クール・ネット東京)

T163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NS ビル10階

ホームページ:https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev_bus

【受付時間】

月曜日~金曜日(祝祭日・年末年始を除く) 9:00~17:00(12時~13時を除く)

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 38 条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社(現公益財団法人東京都環境公社)が平成 20 年 2 月 4 日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年 4 月 1 日に活動を開始しました。

目次

助成金を申請される皆様へ1				
1	事業概要	要	2	
	1.1	目的	2	
	1.2	事業スキーム	2	
	1.3	スケジュールフロー	3	
2	助成内容	호	4	
	2.1	助成対象者(交付要綱第3条参照)	4	
	2.2	助成対象バスの要件(交付要綱第4条参照)	4	
	2.3	助成対象経費(交付要綱第5条参照)	4	
	2.4	助成金額(交付要綱第6条参照)		
	2.5	リース契約	5	
3	交付申	請	5	
	3.1	申請手続き(交付要綱第7条及び第8条参照)	5	
	3.2	申請方法	6	
	3.3	申請にあたっての留意事項		
	3.4	計画の変更等	8	
4 実績報告の提出及び交付請求				
	4.1	実績報告の提出(交付要綱第 15 条参照)	7	
	4.2	助成金の交付請求等(交付要綱第 17 条参照)	8	
5	5 変更・処分			
	5.1	軽微な変更	9	
	5.2	処分の制限(交付要綱第 23 条参照)	8	
6	その他		10	
	6.1	申請の撤回(交付要綱第 10 条参照)	10	
	6.2	債権譲渡について(交付要綱第 13 条参照)	10	
	6.3	交付決定の取消し(交付要綱第 18 条参照)	10	
	6.4	助成事業の経理(交付要綱第 24 条)	12	

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

EVバスの導入促進事業に係る助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、助成金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- 2 助成金で取得した助成対象バスを、当該の処分制限期間内に処分(助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、または担保に供することをいいます。)しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象バスの管理状況について調査することがあります。
- 3 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
- 4 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を 取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額 に加算金(年率10.95%)を加えて返還していただきます。

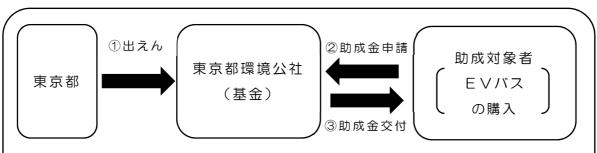
公益財団法人 東京都環境公社

1 事業概要

1.1 目的

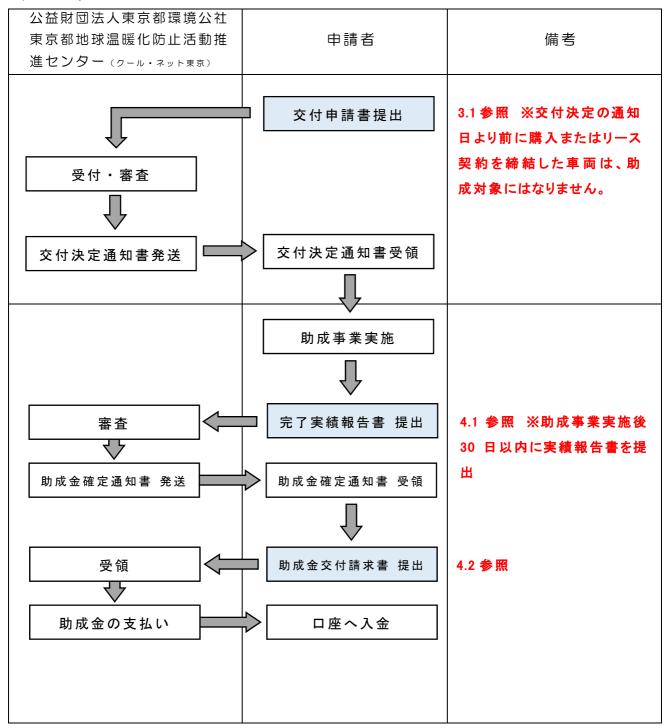
EVバス導入促進事業(以下「本事業」という。)は、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図るため、公益財団法人東京都環境公社が、EVバスを導入する旅客自動車運送事業者等に対し、その経費の一部を助成するものです。

1.2 事業スキーム



- ・基金の造成
 - 都は、本事業の原資を東京都環境公社に出えんし、東京都環境公社はその出えん金により基金を造成します。
- ・助成事業 東京都環境公社は基金を原資として、助成対象となるEVバスを導入する事業者等に対して、その経費の一部を助成します。

1.3 スケジュールフロー



2 助成内容

2.1 助成対象者(交付要綱第3条参照)

- ① 旅客自動車運送事業者
- ② 地方公共団体
- | 上記①または②と本助成金の交付対象となるEVバス(以下「助成対象バス」という。)をリース契約した事業者

ただし、以下に該当する者は除きます。

- 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・ 税金の滞納がある者
- ・ 刑事上の処分を受けている者
- その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でない者

2.2 助成対象バスの要件(交付要綱第4条参照)

助成対象バスは、次の全ての要件も満たすものとします。

- (1) 初度登録日が令和2年4月1日から令和5年2月28日までの間であること。 (中古の輸入車を除く。)
- (2) 新車であり、都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていないこと。
- (3) 自動車検査証における使用の本拠の位置が東京都内であること。
- (4) 標準仕様ノンステップバス認定要領(平成27年7月2日付け国自技第75号) に基づく認定を受けたノンステップバスであること。
- (5) 旅客自動車運送事業(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イ に規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。)の用に供する乗車定員11人 以上のものであること。

2.3 助成対象経費(交付要綱第5条参照)

助成対象経費 = 車両本体の購入費(実際の購入費)

- ※ オプション等の諸費用、消費税及び地方消費税については助成の対象に なりません。
- ※ 本体価格の値引きがある場合は、値引き後の本体価格を助成対象経費 とします。
- ※ 「3.1 申請手続き」にある、<u>交付決定の通知日より前に購入またはリー</u> ス契約を締結した車両は、助成対象にはなりません。
- ※ 助成対象経費の中に助成対象者の自社製品の調達分または助成対象者に 関係する者からの調達分がある場合は、利益等排除を行った経費を助成 対象経費とします。上記に該当する場合は、お問合せください。

2.4 助成金額(交付要綱第6条参照)

助成金額 = 助成対象経費 $\times \frac{1}{3}$

(千円未満切り捨て、ただし上限1,660万円)

2.5 リース契約

リース事業者が助成対象バスを購入する場合は、以下の点にご注意ください。

- ・申請者及び助成金の支払先は、リース事業者です。
- 助成対象バスの購入及びリース契約は、交付決定の通知日以降に行ってください。
- ・リース使用者(貸与先)に助成金の利益が還元されるよう、月々のリース料金から助成金相当分を減額する必要があります。ここでいう助成金には、本事業以外のもの(その他の助成金)で、本助成金と同様にリース料金からの減額が条件となっているものも含みます。リース料金減額の証明として「貸与料金の算定根拠明細書(交付申請時)」を提出してください。

3 交付申請

3.1 申請手続き(交付要綱第7条及び第8条参照)

本事業による助成金の交付申請を行う際は、助成金交付申請書(第1号様式)、 誓約書(第2号様式)及びその他の必要な書類(別添「提出書類一覧(交付申請 時)」参照)をとりまとめた上で、受付期限までにオンライン申請又は郵送により 提出してください。

◇令和4年度交付申請受付期限

令和4年12月28日(水曜日)17:00 必着

- ※ 交付申請の受付後に、書類審査等により本助成金の交付または不交付を決定 し、同決定内容を申請者に通知します(交付要綱第8条参照)。
- ※ 申請額が予算額に到達した場合は、その時点で交付申請の受付を終了します。

3.2 申請方法

<オンライン申請ページ・申請様式のダウンロードページ>

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev_bus

【オンライン申請の場合】

・上記ページの「オンライン申請ガイド」より申請に進んでください。

【郵送の場合】

- ・申請様式は A4 の用紙に片面印刷でお願いいたします。
- ・到着に関するトラブルを避けるため、レターパック、特定記録等の追跡可能な 方法をご利用ください。
- ・複数の申請書を同時に郵送する場合は、1通の封筒にまとめても構いませんが、 必ず内封筒やクリアファイル等で、1申請書ごとに書類を分けて入れてくださ い。
 - ・封筒の表に、「EVバス助成金 申請書類在中」と赤字で記入またはマーカー等でわかりやすく表記してください。

◇申請書の送付先

【郵送の場合】

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NS ビル 10 階東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)都市エネ促進チーム 宛

3.3 申請にあたっての留意事項

【記入方法等】

- ・郵送の場合、鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインク のペンで記入したもの、及び黒色または青色以外のペンで記入したものについ ては、受付できません。
- ・郵送の場合、申請者名及び金額の訂正は、二重線見え消しでお願いします。それ以外の訂正は、訂正内容がわかれば、特に方法の指定はありません。

【リース契約等】

- ・リース期間については、導入した助成対象バスを処分制限期間(「5.2 処分の制限」を参照)以上の契約期間とした契約を行ってください。
- ・リース事業者等が保有する助成対象バスを契約終了後にリースサービス等を受けていた貸与先に譲渡する契約も認めます。この場合、所有権移動後も、助成対象バスを助成金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとします。

【その他】

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがあります。
- ・選考に係る審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、 助成対象者の自己負担になります。
- ・提出していただいた書類の返却はしません。申請書類一式のコピーまたは電子 ファイルを控えとして保管してください。
- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限する ことがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には審査対象から除外させていただきます。
- ・交付決定に当たり付される条件については、内容を必ずご確認の上、順守して ください(交付要綱第9条参照)。

3.4 計画の変更等

- ・交付決定を受けてから実績報告書(「4 実績報告の提出及び交付請求」を参照)を提出するまでの期間に、助成事業内容の変更または助成対象経費内訳の変更が生じた場合には、予め助成事業計画変更申請書(第6号様式)の提出をしてください(交付要綱第11条参照)。
- ・交付決定を受けてから実績報告書(「4 実績報告の提出及び交付請求」を参照)を提出するまでの期間に、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書(第8号様式)を提出してください(交付要綱第14条参照)。

4 実績報告の提出及び交付請求

4.1 実績報告の提出(交付要綱第15条参照)

申請者は、助成事業実施後(車両の購入日、リース契約日またはノンステップバス認定証の取得日のうち、最も遅い日から)30日以内 (ただし下記の実績報告受付期限まで) [A1] に実績報告書(第9号様式)及び別添「提出書類一覧(実績報告時)」に示した書類を受付期限までにオンライン申請又は郵送により提出してください。

◇令和4年度実績報告受付期限 令和5年3月3日(金曜日)17:00 必着

※実績報告書の受付後、書類審査等により交付すべき本助成金の額を確定し、申請者に通知します(交付要綱第16条参照)。

◇実績報告の送付先

【郵送の場合】

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NS ビル 10 階東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 都市エネ促進チーム 宛

4.2 助成金の交付請求等(交付要綱第17条参照)

申請者は、本助成金の額の確定通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書(第11号様式)を提出してください。

※ 助成金交付請求書には、通帳の写しなど口座の確認が出来る書類も添付してください。

5 変更・処分

5.1 軽微な変更

助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があった場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります(変更後の事後届出になります)。

- ①申請者の名前の変更(法人の代表者変更、社名変更など)
- ※合併や組織再編等による代表者変更や社名変更は処分に当たる場合があります。
- ②申請者の住所変更
- ③自動車検査証の記載情報(登録ナンバー等)の変更
- ④リース契約に関する変更

ただし、車検証における都内要件(「2.2 助成対象バスの要件(2)」を参照)から外れる場合には、処分に該当します。その場合には、事前に処分の手続きをしてください(「5.2 処分の制限」を参照)。

軽微な変更に関する届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。

- 変更届出書(第7号様式)
- ・変更後の自動車検査証の写し
- その他、変更が確認できる公的書類の写し

5.2 処分の制限(交付要綱第23条参照)

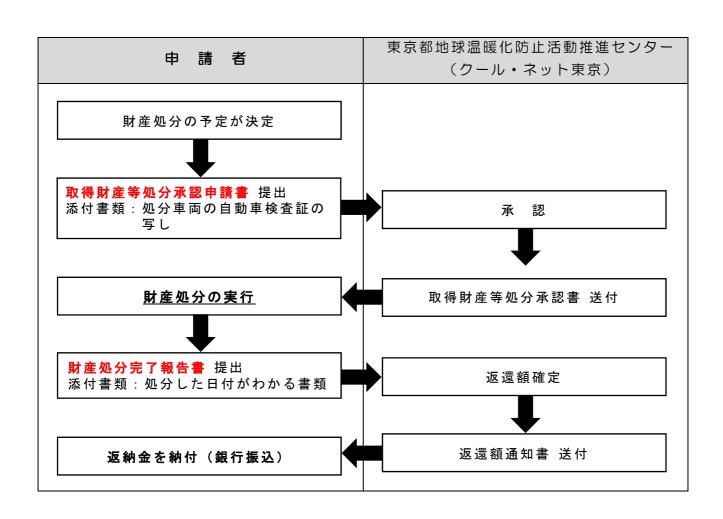
- (1) 助成金を受領した車両には、処分の制限があります。
 - 処分とは、以下の内容を指します。
 - ① 助成対象バスに対する以下の行為
 - ・ 本助成金の交付の目的に反する使用
 - · 譲渡(売却·名義変更) · 交換 · 廃棄
 - ・ 貸付(リース事業者を除く) ・担保に供すること
 - ② 移転等により、助成対象事業で導入したEVバスの「都内」に関する要件を満たさなくなること。

(2) 本助成金には下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分	処分制限期間
	(初度登録から起算)
EVバス	5年(60ヶ月)

処分制限期間内に助成金を受領した車両を処分するときは、次のフローに従い 財産処分の承認申請を行ってください。

- ・ 承認申請は、オンライン申請又は郵送により行ってください。
- ・承認申請の提出先は、助成金申請時と同じです。
- ・ クール・ネット東京から承認通知を受領した後に処分を実行してください。
- ・ 承認申請の到着から承認通知まで一定期間かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は提出日から一定期間空けてください。
- ・ 承認前の処分や無届の処分は、交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。



(3) 処分制限期間内に助成金を受領した車両を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産の処分に係る返還額通知書」に基づき納付してください。計算方法は次のとおりです。

返還額 = 助成額 × (1 - 経過期間) ※千円未満切り捨て

経過期間は初度登録日から所有権移転日(売却・下取りの場合は引渡日・入庫日)までの月数で計算します。たとえば、10日に初度登録した場合、翌月10日までは1カ月目、翌月11日からは2ヶ月目となります。処分制限期間も、月数で計算します。

ただし、次の場合は処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。

- ・ 天災等により、助成金を受領した車両が走行不能となり、抹消処分した場合
- ・ 過失の無い事故により、助成金を受領した車両が走行不能となり抹消処分 した場合
- ・ クール・ネット東京が特に認める場合

6 その他

6.1 申請の撤回(交付要綱第10条参照)

被交付者は、第8条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の内容またはこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書(第5号様式)をクール・ネット東京に提出し、申請の撤回をすることができます。

6.2 債権譲渡について(交付要綱第13条参照)

被交付者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部または一部を、第三者に対して譲渡をし、または承継をさせてはなりません。ただし、クール・ネット東京の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

6.3 交付決定の取消し(交付要綱第18条参照)

- (1) 次の各号に一つでも該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。
 - ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - ② 交付決定の内容または目的に反して本助成金を使用したとき。
 - ③ 本事業に係るクール・ネット東京の指示に従わなかったとき。
 - ④ 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員または 使用人その他の従業者若しくは構成員を含みます。)が、暴力団員等に該

当するに至ったとき。

- ⑤ その他、助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (2) クール・ネット東京は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成 対象者に通知を行います。

6.4 助成事業の経理(交付要綱第24条)

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等をクール・ネット東京が本助成金の交付決定をした日の属するクール・ネット東京の会計年度の終了の日から6年間保存してください。

(参考) 関連ホームページのご案内

実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規程類について https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev_bus

東京都 EVバス導入促進事業 助成金申請書類作成の手引き

口発行・編集 令和 4 年 6 月

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称:クール・ネット東京)

T 163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1

新宿 NS ビル 10 階

TEL: 03-5990-5068